

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3842368号

(P3842368)

(45) 発行日 平成18年11月8日(2006.11.8)

(24) 登録日 平成18年8月18日(2006.8.18)

(51) Int. Cl.

E04F 15/02 (2006.01)

F I

E04F 15/02 102K

E04F 15/02 102H

請求項の数 3 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願平9-100103	(73) 特許権者	000114086
(22) 出願日	平成9年4月17日(1997.4.17)		ミサワホーム株式会社
(65) 公開番号	特開平10-292604		東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号
(43) 公開日	平成10年11月4日(1998.11.4)	(74) 代理人	100090033
審査請求日	平成16年3月19日(2004.3.19)		弁理士 荒船 博司
		(72) 発明者	西村 元成
			東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミサワホーム株式会社内
		審査官	小島 寛史
		(56) 参考文献	実開平06-082265 (JP, U)
		(58) 調査した分野(Int.Cl., DB名)	E04F 15/02

(54) 【発明の名称】 畳表の固定構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

床面上に載置される方形板状の畳表下地ボードと、その表面を覆う畳表と、その畳表の端部を畳表下地ボードの端部に固定するために用いられる長尺状の畳表端部固定具とを備えた畳表の固定構造であって、

畳表端部固定具は、畳表下地ボードの端部に隣接して床面上に固定されるベース部材と、このベース部材の畳表下地ボード側の端部に上方に引き上げ可能な状態で回転可能に固定されるとともに、下方に回転させた際に係合する係合部材とを備え、

ベース部材には、凹状に凹んだ係合凹部と、この係合凹部に係合可能に突出する係合凸部とのいずれか一方が形成され、

係合部材には、係合凹部と係合凸部とのうちベース部材に形成されていない他方が形成され、

畳表端部固定具は、係合凹部に係合凸部を係合させることにより、ベース部材と係合部材とを一体化させるように構成され、係合部材及びベース部材の間に畳表の端部を挟み込むことにより、畳表の端部を畳表下地ボードの端部に固定可能に形成されていることを特徴とする畳表の固定構造。

【請求項2】

係合部材と、ベース部材との間には、畳表の端部を挟み込むとともに畳表の端部を収納可能な収納隙間を形成したことを特徴とする請求項1記載の畳表の固定構造。

【請求項3】

10

20

係合部材と、ベース部材との間には、両者のいずれか一方から他方に向かって突出することにより、畳表に噛み込むとともに、係合部材とベース部材との間隔を一定に保つ爪部を形成したことを特徴とする請求項1または請求項2記載の畳表の固定構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、畳表を畳下地ボードに固定するための畳表の固定構造に関する。

【0002】

【先行技術】

畳は、畳床ともいわれる方形状の畳下地ボードの表面にい草からなる畳表を被せて、形成されていた。しかし、近年、畳表は、原料が和紙からなる紐状のものを多数並べて織った表面部材と、この表面部材の下面に位置して、表面部材がばらけないように固定する薄膜状の薄膜下地材とを備えたものが一部、使用されている。

【0003】

図4は、従来の畳表の固定構造であって、その概略断面図を示すものである。

従来の畳110は、厚さが10数ミリメートルであって方形状の畳下地ボード130と、この畳下地ボード130の表面に形成される畳表120とから形成されている。この畳表120は、原料が和紙からなる紐状のものを並べて織った表面部材140と、この表面部材140がばらけないように支持する薄膜下地材150とから形成されている。そして、畳表120は、畳下地ボード130への張り始めである始端部121と、畳下地ボード130への張り終わりである終端部122とにおいて、畳表120及び畳下地ボード130の間に縦断面形状がT字状のT型ジョイナー160を挟み込んで固定されている。このT型ジョイナー160の畳表120側の表面には、畳表120の表面に噛み込むような鋸歯状の噛み込み部170が形成されている。この噛み込み部170は、畳表120に噛み込むことにより、畳表120が上方に向かって引っ張られても、畳表120が簡単に外れないように形成されているものである。また、畳下地ボード130の始端部121及び終端部122の上面には、その端縁に沿って両面テープ180が貼付され、畳表120が畳下地ボード130から簡単に外れないように形成されてある。

【0004】

次に、従来の畳表120の取付手順について説明する。

図5乃至図7は、従来の畳表の取付手順を示すものであって、図5は、畳表の終端の表面部材を取り除いた状態の畳表の斜視図、図6は、畳表の終端の薄膜下地材を折り曲げた状態の畳表の斜視図、図7は、畳表の終端を畳表下地ボードの終端に取り付けた状態の畳表の斜視図をそれぞれ示すものである。

【0005】

まず、特に図示しないが、畳表120の始端部121を下方に向かって折り曲げて、畳下地ボード130の始端部121側に取り付けたT型ジョイナー160の噛み込み部170に引っかけるようにして、固定する。

次に、予め畳下地ボード130の上面に接着した両面テープ180の上に畳表120を延ばしながら固定する。

【0006】

次に、畳110の終端部122において、図5に示すように、畳表120の表面部材140の紐状のものを数本、除去する。すわなち、畳表120の終端部122は、10ミリ程、薄膜下地材150が露出するような状態に形成する。

次に、図6に示すように、露出した薄膜下地材150の終端部122の上面に端部両面テープ181を貼付し、薄膜下地材150の終端部122を折り曲げて、薄膜下地材150の端部が表面部材140の終端に当接するような位置に形成する。

【0007】

次に、畳表120の終端部122を畳110の終端部122側の隙間に押し込み、畳表120の薄膜下地材150をT型ジョイナー160の噛み込み部170に噛み込ませる。これにより、畳表120の取り付けが終了する。

10

20

30

40

50

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記した従来の畳表120の固定構造は、畳表120の終端部122の端部処理が手間であり、畳表の固定作業が容易ではないという第一の問題点があった。

さらに、従来の畳表120の固定構造は、畳表120の終端部122を決定して切断した後は、その長さ調整を行うことができないという第二の問題点があった。

【0009】

そこで、請求項1記載の発明は、上記した従来の技術の有する第一の問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、畳表の終端部の端部処理が不要であって、畳表の固定作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供しようとするものである。これに加え、この請求項1記載の発明は、ベース部材と係合部材とを簡単に係合することができて、畳表の固定作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供しようとするものである。

10

【0010】

これに加え、この請求項1記載の発明は、畳表に張力を加えながら、固定することができて、畳表の取付作業において、畳表にたるみやしわが発生しないように固定することができる畳表の固定構造を提供しようとするものである。

これに加え、請求項2記載の発明は、上記した従来の技術の有する第二の問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、ベース部材と係合部材との間に畳表を挟み込むことができる収納隙間を形成したことにより、畳表の終端部を収納することができて、取付作業において、畳表の長さ調整をすることができて、取付作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供しようとするものである。

20

【0011】

これに加え、請求項3記載の発明は、係合部材の爪部が畳表に噛み込んで、畳表を確実に固定することができるとともに、係合部材の沈み込みを抑えることができる畳表の固定構造を提供しようとするものである。

【0012】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上記した目的を達成するためのものである。

請求項1記載の発明は、床面上に載置される方形板状の畳下地ボード(30)と、その表面を覆う畳表(20)と、その畳表(20)の端部を畳下地ボード(30)の端部に固定するために用いられる長尺状の畳表端部固定具(70)とを備えた畳表(20)の固定構造であって、畳表端部固定具(70)は、畳表下地ボード(30)の端部に隣接して床面上に固定されるベース部材(71)と、このベース部材(71)の畳表下地ボード(30)側の端部に上方に引き上げ可能な状態で回転可能に固定されるとともに、下方に回転させた際に係合する係合部材(72)とを備え、ベース部材(71)には、凹状に凹んだ係合凹部(73)と、この係合凹部(73)に係合可能に突出する係合凸部(74)とのいずれか一方が形成され、係合部材(72)には、係合凹部(73)と係合凸部(74)とのうちベース部材(71)に形成されていない他方が形成され、畳表端部固定具(70)は、係合凹部(73)に係合凸部(74)に係合させることにより、ベース部材(71)と係合部材(72)とを一体化させるように構成され、係合部材(72)及びベース部材(71)の間に畳表(20)の端部を挟み込むことにより、畳表(20)の端部を畳表下地ボード(30)の端部に固定可能に形成されていることを特徴とする。

30

40

【0013】

なお、ここで、畳表(20)は、従来より使用されているい草を織ったものや、近年使用され始めている原料が和紙からなる紐状のものを多数並べて織った表面部材(40)を有するもの等を含むものである。

本発明によれば、畳表端部固定具(70)の係合部材(72)と、ベース部材(71)とにより、畳表(20)の端部を挟み込んで、畳表(20)の端部を畳下地ボード(30)の端部に固定する。このため、畳表(20)の端部は、係合部材(72)及びベース部材(71)により挟み込まれてしまい、畳表(20)の端部を揃えたり、ばらけないように特別の処理を施す必要がない。これにより

50

、畳表(20)の固定作業を容易にすることができる。

【0014】

【0015】

また、本発明によれば、ベース部材(71)と係合部材(72)との間に、係合凹部(73)と係合凸部(74)とが形成されている。このため、係合凹部(73)に係合凸部(74)を押し込んで、係合させることにより、ベース部材(71)と係合部材(72)とを簡単に一体化させることができる。これにより、畳表(20)の端部をベース部材(71)及び係合部材(72)の間に挟み込む作業を簡単に行うことができ、畳表(20)の固定作業を容易なものにすることができる。また、係合凹部(73)と係合凸部(74)とを引き離せば、簡単に両者を取り外すことができるため、畳表(20)の位置の微調整も容易にすることができ、さらに、畳表(20)の交換作業も容易に

10

【0016】

なお、ここで、「ベース部材(71)の畳表下地ボード(30)側の端部に上方に引き上げ可能な状態で回動可能に固定されるとともに、下方に回動させた際に係合する係合部材(72)」とは、ベース部材(71)の畳下地ボード(30)側の端部の所定の位置に、回転軸を有し、その回転軸を中心として、係合部材(72)が上方に引き上げ可能な状態で回動可能に形成されているようなものを含むものである。例えば、ベース部材(71)と係合部材(72)との間に蝶番(76)が形成されているようなものを含むものである。

【0017】

このような本発明によれば、係合部材(72)が、ベース部材(71)の畳下地ボード(30)側の端部に回動可能に固定されているため、係合部材(72)の先端側を上方に引き上げた位置において、畳表(20)を係合部材(72)の上面側から先端に回り込ませて下面側まで巻き込んだ状態(図2)のまま、ベース部材(71)に向かって押し込んで下方に回動させながら取り付けることができる。これにより、畳表(20)をその端部側に向かって引っ張った状態で、張力を加えながら固定させることができ、畳表(20)にしわやたるみが発生することを抑えることができる。

20

【0018】

また、係合部材(72)が、ベース部材(71)の畳下地ボード(30)側の端部に回動可能に固定されているため、両者が別個に分離して互いに係合する場合と比較すると、両者の正確な位置合わせをすることが不要となり、両者を手で抑える必要がないため、両者の係合作業を片手で簡単に行うことができる。これにより、畳表(20)の固定作業を容易にすることができる。

30

【0019】

請求項2記載の発明は、上記した請求項1記載の特徴点に加え、係合部材(72)と、ベース部材(71)との間には、畳表(20)の端部を挟み込むとともに畳表(20)の端部を収納可能な収納隙間(75)を形成したことを特徴とする。

このような本発明によれば、係合部材(72)とベース部材(71)との間に収納隙間(75)を形成しているため、この収納隙間(75)に畳表(20)の端部を挟み込むとともに畳表(20)の端部を収納することができる。すなわち、収納隙間(75)に収納することができる程度の長さの範囲内であれば、畳表(20)の端部を係合部材(72)とベース部材(71)との間に挟み込んで収納することができ、畳表(20)の端部を所定の長さに正確に揃えて切断する必要がなく、少々

40

【0020】

請求項3記載の発明は、上記した請求項1または請求項2記載の特徴点に加え、係合部材(72)と、ベース部材(71)との間には、両者のいずれか一方から他方に向かって突出することにより、畳表(20)に噛み込むとともに、係合部材(72)とベース部材(71)との間隔を一

50

定に保つ爪部(77)を形成したことを特徴とする。

【0021】

なお、ここで、「両者のいずれか一方から他方に向かって突出することにより、畳表(20)に噛み込む」とは、係合部材(72)とベース部材(71)とのいずれか一方から他方に向かって爪部(77)が突出することにより、係合部材(72)及びベース部材(71)の間に挟み込まれた畳表(20)に爪部(77)が噛み込んで、畳表(20)が外れることを抑えるようなものを含むものである。

【0022】

また、「両者のいずれか一方から他方に向かって突出することにより、」「係合部材(72)とベース部材(71)との間隔を一定に保つ」とは、係合部材(72)とベース部材(71)とのいずれか一方から他方に向かって爪部(77)が突出することにより、係合部材(72)とベース部材(71)との間に両者を近接させる方向に力が加わっても、一方から突出する爪部(77)が他方に当接することにより、両者の間隔を一定に維持することができるようなものを含むものである。

【0023】

このような本発明によれば、爪部(77)が突出することにより、畳表(20)に噛み込むように形成されている。このため、畳表(20)を係合部材(72)とベース部材(71)との間に挟み込んで固定した後、畳表(20)を引き抜く方向に力が加わっても、爪部(77)が畳表(20)に噛み込んで、畳表(20)が引き抜かれることを抑えることができる。これにより、畳表(20)を確実に固定することができる。

【0024】

そして、爪部(77)は、係合部材(72)とベース部材(71)とのいずれか一方から他方に向かって突出しているため、両者が接近すると、この爪部(77)が他方側に当接して、それ以上、両者が近づくことを抑えることができ、係合部材(72)とベース部材(71)との間隔を一定に保つことができる。これにより、係合部材(72)の上方から係合部材(72)に向かって大きな力が下方に加わっても、係合部材(72)が深く沈み込むことを抑えることができ、畳表(20)の上面の平面性を維持することができる。

【0025】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を図面に基づいて、更に詳しく説明する。

図1乃至図3は、本発明の実施の形態を示すものであり、図1は畳表の固定構造の縦断面図、図2は畳表の終端部の組立状態の縦断面図、図3は畳表を拡げている状態の概略斜視図をそれぞれ示す。

【0026】

まず、本実施の形態の構成について説明する。

本実施の形態に係る畳表20の固定構造において、畳10は、厚さが10数ミリメートルであって室内の床面に複数枚、載置される方形板状の畳下地ボード30と、その表面を覆う畳表20とから形成されている。この畳表20は、原料が和紙からなる紐状のものを並べて織った表面部材40と、この表面部材40がばらけないように支持する薄膜下地材50とを備えているものである。なお、畳表20は、取付作業をする前は、図3に示すように、円柱状に巻いて、移動や保管をするものである。

【0027】

前記畳表20は、その始端部21を畳10の端部に固定するために、畳下地ボード30の端部に載置される縦断面形状が略T字状のT型ジョイナー60と、畳表20の終端部22を畳下地ボード20の終端側に固定する長尺状の畳表端部固定具70とにより固定されている。すなわち、畳表20は、畳下地ボード30への張り始めである始端部21にT型ジョイナー60が形成され、畳下地ボード30への張り終わりである終端部22に畳表端部固定具70が形成されている。

【0028】

前記T型ジョイナー60は、上方に向かって立設する立設片62に畳下地ボード30の端部側の端面が当接するとともに、その立設片62の畳下地ボード30が当接する反対側の面に畳表

10

20

30

40

50

20が固定可能に形成されているものである。このT型ジョイナー60の立設片62の畳表20が固定される面には、畳表20の表面に噛み込むような鋸歯状の噛み込み部61が形成されている。この噛み込み部61は、畳表20に噛み込むことにより、畳表20が上方に向かって引っ張られても、畳表20が簡単に外れないように形成されているものである。

また、畳下地ボード30の始端部21及び終端部22の上面には、その端縁に沿って縦向両面テープ80が貼付され、畳下地ボード30の中央には、その長辺に沿って横向両面テープ81が形成されている。これらの縦向両面テープ80及び横向両面テープ81により、畳表20が畳下地ボード30の表面に固定されてある。

【0029】

前記畳表端部固定具70は、畳下地ボード20の端部に隣接して床面に固定される縦断面形状が略L字状のベース部材71と、このベース部材71に係合する縦断面形状が略四角筒状の係合部材72とを備えている。そして、畳表端部固定具70は、係合部材72及びベース部材71の間に畳表20の端部を挟み込むことにより、畳表20の端部を畳下地ボード20の端部に固定可能に形成されている。

10

なお、本実施の形態では、畳10の端部には、畳10の周囲の床部材91が配置されているが、この畳表20の固定構造は、畳10同士が隣接するような位置の畳10の端部に形成することもできるものである。

【0030】

前記ベース部材71は、その上面に長手方向に沿って上方に向かって突出する係合凸部74が形成されている。そして、係合部材72は、その下面に長手方向に沿って前記係合凸部74

20

が係合可能な凹状に凹んだ係合凹部73が形成されている。具体的には、係合凸部74は、畳10の端縁に沿って上方に向かって立設する突条であって、その先端には、縦断面形状が略円形であって、幅方向に膨出している膨出部78が形成されている。また、係合凹部73の上部には、幅方向に拡張している拡張部79が形成されている。係合凹部73の入口の開口幅は、係合凸部74の膨出部78の幅よりも僅かに小さくなるように設定されており、係合凸部74を係合凹部73に押し込むことにより、係合凹部73の入口が弾性変形して拡張し、拡張部79の内部に膨出部78が入り込んで、両者が固定できるように設定されているものである。

【0031】

そして、畳表端部固定具70は、係合部材72の係合凹部73にベース部材71の係合凸部74を係合させることにより、ベース部材71と係合部材72とを一体化させるように形成されている。前記係合部材72は、ベース部材71の畳下地ボード20側に形成された蝶番76により回動可能に固定されている。そして、係合部材72と、ベース部材71との間には、畳表20の端部を挟み込むとともに畳表20の端部を収納可能な収納隙間75を形成している。

30

そして、係合部材72には、その先端側に位置して、ベース部材71に向かって突出することにより、畳表20に噛み込むとともに、係合部材72とベース部材71との間隔を一定に保つ爪部77が形成されている。具体的には、この爪部77は、係合部材72の下面側の先端の端部をベース部材71が位置する下方側に向かって突出させて鋭角状に形成したものである。

【0032】

すなわち、係合部材72から爪部77が突出することにより、係合部材72及びベース部材71の間に挟み込まれた畳表20に爪部77が噛み込んで、畳表20が移動して外れることを抑えるように設定されているものである。さらに、爪部77がベース部材71に向かって突出することにより、係合部材72とベース部材71との間に両者を近接させる方向に力が加わっても、係合部材72から突出する爪部77がベース部材71に当接することにより、両者の間隔を一定に維持することができるように設定されているものである。

40

【0033】

次に、上記した実施の形態の作用及び効果について説明する。

本実施の形態は、畳表端部固定具70の係合部材72と、ベース部材71とにより、畳表20の端部を挟み込んでしまうため、畳表20の端部を揃えたり、ばらけないように特別の処理を施す必要がない。これにより、畳表20の固定作業を容易にすることができる。

50

【0034】

そして、ベース部材71と係合部材72との間に、係合凹部73と係合凸部74とが形成されている。このため、係合凹部73に係合凸部74を押し込んで、係合させることにより、ベース部材71と係合部材72とを簡単に一体化させることができる。これにより、畳表20の端部をベース部材71及び係合部材72の間に挟み込む作業を簡単に行うことができ、畳表20の固定作業を容易なものにすることができる。

【0035】

そして、本実施の形態は、係合部材72が、ベース部材71の畳下地ボード30側の端部に蝶番76を介して回動可能に固定されている。このため、両者を別個に分離させて、互いに係合する場合と比較すると、両者の正確な位置合わせをすることを不要にすることができる。さらに、両者を手で抑える必要がないため、両者の係合作業を片手で簡単に行うことができる。これにより、畳表20の固定作業を容易にすることができる。

10

【0036】

本実施の形態は、係合部材72とベース部材71との間に収納隙間75を形成しているため、この収納隙間75に畳表20の端部を挟み込むとともに畳表20の端部を収納することができる。すなわち、畳表20の端部が収納隙間75に収納することができる程度の長さの範囲内であれば、畳表20の端部を係合部材72とベース部材71との間に挟み込んで収納することができる。畳表20の端部を所定の長さに正確に揃えて切断する必要がなく、少々余裕のある長さのままで収納して固定することができる。これにより、畳表20の固定作業において、一旦、畳表20の長さを設定して固定した後、さらに、畳表20の長さを長くしなければならない場合でも、収納隙間75に収納した畳表20の端部を引き出すことにより、畳表20の長さを容易に調整することができる。このように、畳表20の長さの微調整を簡単にすることができる。畳表20の取付作業を容易にすることができる。

20

【0037】

本実施の形態は、爪部77が畳表20に噛み込むように形成されている。このため、畳表20を係合部材72とベース部材71との間に挟み込んで固定した後、畳表20を引き抜く方向に力が加わっても、爪部77が畳表20に噛み込んで、畳表20が引き抜かれることを抑えることができる。そして、爪部77は、係合部材72とベース部材71とのいずれか一方から他方に向かって突出しているため、両者が接近すると、この爪部77が他方側に当接して、それ以上、両者が近づくことを抑えることができ、係合部材72とベース部材71との間隔を一定に保つことができる。これにより、係合部材72の上方から係合部材72に向かって大きな力が下方に加わっても、係合部材72が下方に向かって深く沈み込むことを抑えることができ、畳表20の上面の平面性を維持することができる。

30

【0038】

【発明の効果】

本発明は、以上のように構成されているので、以下に記載されるような効果を奏する。

請求項1記載の発明によれば、畳表の終端部の端部処理が不要であって、畳表の固定作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供することができる。

【0039】

さらに、この請求項1記載の発明によれば、ベース部材と係合部材とを簡単に係合することができる。畳表の固定作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供することができる。

40

また、この請求項1記載の発明によれば、畳表に張力を加えながら、固定することができる。畳表の取付作業において、畳表にたるみやしわが発生しないように固定することができる畳表の固定構造を提供することができる。

【0040】

請求項2記載の発明によれば、ベース部材と係合部材との間に畳表を挟み込むことができる収納隙間を形成したことにより、畳表の終端部を収納することができる。取付作業において、畳表の長さ調整をすることができる。取付作業を容易にすることができる畳表の固定構造を提供することができる。

50

請求項3記載の発明によれば、係合部材の爪部が畳表に噛み込んで、畳表を確実に固定することができるとともに、係合部材の沈み込みを抑えることができる畳表の固定構造を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の実施の形態であって、畳表の固定構造を示す縦断面図である。

【図2】 本発明の実施の形態であって、畳表の終端部の組立状態を示す縦断面図である。

【図3】 本発明の実施の形態であって、畳表を拡げている状態を示す概略斜視図である。

【図4】 従来の畳表の固定構造を示す概略断面図である。

10

【図5】 従来の畳表の取付手順であって、畳表の終端の表面部材を取り除いた状態の畳表を示す斜視図である。

【図6】 従来の畳表の取付手順であって、畳表の終端の薄膜下地材を折り曲げた状態の畳表を示す斜視図である。

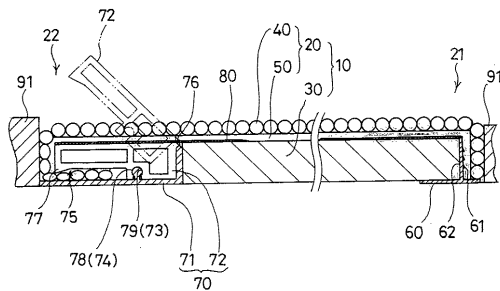
【図7】 従来の畳表の取付手順であって、畳表の終端を畳表下地ボードの終端に取り付けた状態の畳表を示す斜視図である。

【符号の説明】

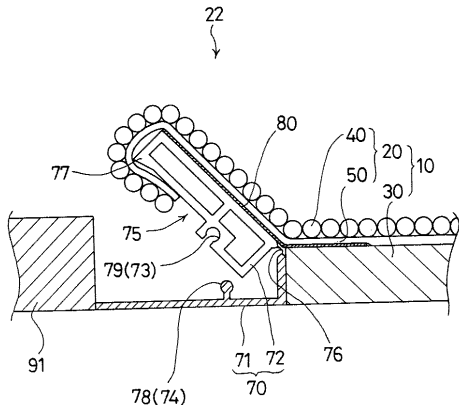
10...畳、20...畳表、21...始端部、22...終端部、30...畳下地ボード、40...表面部材、50...薄膜下地材、60...T型ジョイナー、61...噛み合い部、62...立設片、70...畳表端部固定具、71...ベース部材、72...係合部材、73...係合凹部、74...係合凸部、75...収納隙間、76...蝶番、77...爪部、78...膨出部、79...拡張部、80...縦向両面テープ、81...横向両面テープ、91...床部材、110...畳、120...畳表、121...始端部、122...終端部、130...畳下地ボード、140...表面部材、150...薄膜下地材、160...T型ジョイナー、170...噛み込み部、180...両面テープ、181...端部両面テープ。

20

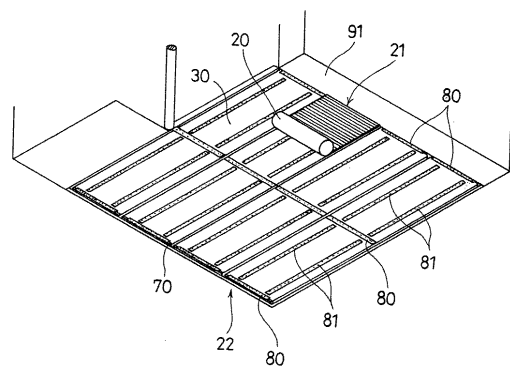
【図1】



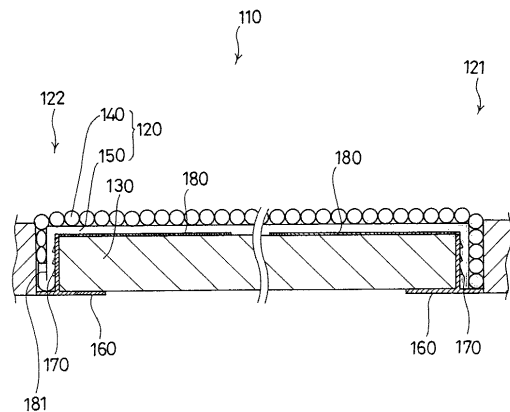
【図2】



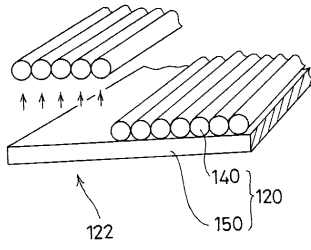
【図3】



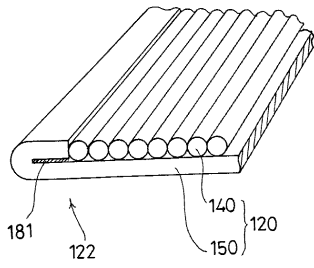
【図4】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

